

議案第 7 1 号

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 7 年鳥取県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類)	(給与の種類)

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(救急医療機関勤務臨時手当)

第13条 救急医療機関勤務臨時手当は、当分の間、感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師その他企業管理規程で定める職にある職員に対して支給する。

(臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与)

第26条 略

2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

第13条 削除

(臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与)

第26条 略

2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支

給については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。この場合において、同条例第16条の15第3項中「特殊勤務手当」とあるのは、「特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当」と読み替えるものとする。

給については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。